

綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業

実施方針（案）

令和8年4月

神奈川県内広域水道企業団

目次

○用語の定義	1
○本書の位置づけ	3
第1章 本事業の概要	4
1 事業の目的	4
2 事業内容に関する事項	4
(1) 事業名称	4
(2) 公共施設等の管理者の名称	4
(3) 事業場所	4
(4) 事業形態	4
3 対象施設	7
(1) 対象施設の概要	7
(2) 整備対象設備及び主な整備内容	9
(3) 維持管理業務の対象施設	10
4 事業者の募集及び選定方法	11
(1) 事業者を求める役割	11
(2) 事業者選定方法	11
5 事業者の募集及び選定の手順	13
(1) 事業者の募集及び選定スケジュール	13
(2) 応募手続き等	14
第2章 入札参加者の備えるべき参加資格要件	16
1 応募者及び入札参加者の構成等	16
(1) 応募者の構成等	16
(2) 事業スキーム(参考例)	17
2 共通の参加資格要件	19
3 各業務における参加資格要件	19
(1) 工事を実施する企業の要件	19
(2) 設計業務を実施する企業の要件	20
(3) 維持管理業務を実施する企業の要件	21
(4) 入札参加資格の確認	21
第3章 審査及び選定に関する事項	23
1 総合評価審査委員会	23
2 入札参加者の評価方法	23
3 落札者の決定・公表	23
4 苦情申立て等	23
第4章 提出書類の取扱い	24
1 技術提案の使用及び保護	24
2 特許権等	24
第5章 適切かつ確実な事業の実施に関する事項	25
1 基本的な考え方	25

2 要求水準	25
3 予想されるリスクと責任分担	25
4 事業の実施状況のモニタリング	25
第6章 疑義が生じた場合の措置に関する事項	26
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	27
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	27
(1) 企業団による是正勧告等及び基本協定等の解除	27
(2) 基本協定等の解除に伴う損害	27
2 企業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	27
(1) 事業者による基本協定等の解除	27
(2) 基本協定等の解除に伴う損害	27
3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	27
第8章 対価の支払に関する事項	28
1 設計業務及び施工に係る対価	28
2 維持管理業務に係る対価	28
3 プロフィットシェア	28
第9章 その他	29
1-提案上限価格	29
(1) 提案上限価格の公表	29
(2) 低入札価格調査等	29
2 契約保証金	29
3 入札に伴う費用負担	29
4 情報公開及び情報提供	29
5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先	29
6 その他	29

○用語の定義

用語	定義
企業団	神奈川県内広域水道企業団をいう。
5事業者	企業団を含む神奈川県営水道、横浜市営水道、川崎市営水道、横須賀市営水道をいう。
本事業	神奈川県内広域水道企業団 綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業をいう。
本施設	本事業の対象施設をいう。
事業範囲	沈でん池整備事業で工事又は維持管理を行う施設の範囲領域をいう。
応募者	本事業に応募する単体企業又は複数の企業で構成されるグループをいう。
入札参加者	応募者のうち本事業への入札を行った者をいう。
構成企業	応募者を構成する者をいう。
総合評価審査委員会	本事業の総合評価方式による一般競争入札に係る申込のうち、落札者の選定に必要な評価基準の策定及び、価格以外の要素に関する審査を行うために設置する委員会をいう。
落札者決定基準	本事業の総合評価方式による一般競争入札に係る申込のうち、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものを決定するための基準をいう。
落札候補者	入札参加者のうち、企業団と基本協定の締結を予定する者として、総合評価方式ガイドラインの定めに基づき評価を行い、評価値の最も高い者をいう。
落札者	落札候補者について、企業団と基本協定の締結を予定する者として、企業長が決定した者をいう。
企業長	神奈川県内広域水道企業団企業長をいう。
事業者	企業団と設計及び施工に係る工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）並びに維持管理に係る業務委託契約（以下、「維持管理業務委託契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
基本協定	本事業の契約に係る基本的事項について定める企業団と事業者の間に締結される協定をいう。
基本協定等	基本協定、工事請負契約及び維持管理業務委託契約の総称をいう。
保守点検	土木構造物、機械設備等について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を確認することをいう。
修繕	消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を原状程度に回復させることをいう。
計画修繕	沈でん池設備の運転が安定的に行われるよう計画的に行う修繕をいう。
計画外修繕	突発的な故障等が発生した際に行う修繕をいう。
新設設備	本事業期間中に、事業者が新設する沈でん池設備をいう。
既設設備	本事業開始前から企業団が設置し維持管理している設備をいう。 既設設備は、更新対象設備、継続利用設備に分類される。

用語	定義
更新対象設備	既設設備のうち本設計・工事期間中に、事業者が更新する設備をいう。
継続利用設備	既設設備のうち本事業期間中を通じて使用する設備をいう。
建設JV	本事業の設計業務・施工を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
維持管理JV	本事業の維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。

○ 本書の位置づけ

神奈川県内広域水道企業団 綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業 実施方針（以下、「実施方針」という。）は企業団が、綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業を DBM（Design Build Maintenance）方式により実施するにあたり、本事業の概要を説明するとともに、本事業に係る事業者の募集及び選定に関する手順や考え方等を明らかにすることを目的としている。

第1章 本事業の概要

1 事業の目的

綾瀬浄水場は平成 10 年に運用を開始した浄水場であり、相模川から取水した原水を浄水処理して、神奈川県営水道、横浜市営水道及び横須賀市営水道に供給している。

綾瀬浄水場の沈でん池設備は、設置から約 30 年経過し、経年劣化に伴う修繕頻度が増加している。また、5 事業者の水道システム再構築によって水道事業の広域化を推進し、浄水場の廃止等により、企業団の浄水場は運用幅が拡大する。そのため、これらの設備を必要な施設能力を確保しつつ、安全に更新を行うことが本事業の目的である。

更新にあたっては、民間事業者と企業団が互いに協力し、既設設備から新設設備への安全な切り替えと、更新後の沈でん池設備の効率的な維持管理を行うことでライフサイクルコストの最適化等が図られることを期待している。このため、設計、施工、維持管理を一体の事業として発注し、民間事業者の創意工夫が得られやすい DBM 方式を採用する。

2 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

神奈川県内広域水道企業団 企業長 城 博俊

(3) 事業場所

綾瀬市吉岡 887 番地 綾瀬浄水場

(4) 事業形態

ア 本事業の方式

設計・施工・維持管理業務一括発注方式（DBM 方式）

本事業については、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託は適用しない。

本事業は、事業者による SPC（特別目的会社）設立は求めない。

イ 対象業務範囲

本事業において、事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細は、要求水準書による。

(ア) 設計業務

(イ) 施工（工事）

(ウ) 維持管理業務

a 保守点検

b 計画修繕

c 計画外修繕

d 池内清掃

ウ 事業者選定方式

総合評価方式（技術提案型）

エ 本事業のスケジュール（予定）

・基本協定の締結	令和9年3月頃
・工事請負契約の締結	令和9年3月頃
・維持管理業務委託契約の締結	令和9年3月頃
・事業期間	令和9年4月～令和33年3月31日
・設計・施工期間	令和9年4月～令和18年3月
・維持管理期間	令和10年4月～令和33年3月31日

ただし、設計・施工期間を短縮する提案をした場合においても、事業期間及び維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。

オ 本事業期間終了後の措置

企業団は、事業期間終了後も沈でん池設備を継続して使用するため、事業者は企業団又は次期業者に適切に引き継ぎを行うこと。なお、本事業で整備した全ての設備が事業期間終了時点において保持すべき性能については要求水準書等で示すものとする。

(5) 本事業に関連する主な法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、以降の関係法令等を遵守すること。

事業期間中に改正や改訂等があった場合は最新のものを適用するが、本事業の要求水準や事業者提案等に影響を与えることが明らかとなった場合は、企業団と協議のうえ、その扱いを定める。

本事業に関連する関係法令等

1	水道法（昭和32年法律第177号）
2	建築基準法（昭和25年法律第201号）
3	都市計画法（昭和43年法律第100号）
4	建設業法（昭和24年法律第100号）
5	電気事業法（昭和39年法律第170号）
6	消防法（昭和23年法律第186号）
7	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
8	下水道法（昭和33年法律第79号）
9	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
10	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

11	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
12	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
13	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
14	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
15	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
16	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
17	計量法（平成 4 年法律第 51 号）
18	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
19	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
20	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
21	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
22	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
23	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
24	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
25	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
26	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
27	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
28	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
29	製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
30	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
31	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
32	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
33	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
34	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
35	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
36	その他本事業に関連する法令等

3 対象施設

(1) 対象施設の概要

ア 綾瀬浄水場の基本諸元

設計及び工事の対象施設は沈でん池設備であり、基本諸元を表 1-1 に示す。

表 1-1 基本諸元（既設設備）

項目	内容
施設名称	沈でん池設備
施設能力 (浄水処理)	500,000 m ³ /日（現有施設能力）
浄水処理方式	凝集沈でん + 急速ろ過
沈でん池設備等	急速混和池（機械攪拌） フロック形成池（機械攪拌） 沈でん池（横流式フィン付傾斜板、ロープ牽引式掻寄機）

イ 計画水量

対象施設に求める施設能力等を表 1-2 に示す。

表 1-2 施設能力（更新後の計画水量）

		綾瀬浄水場	備考
施設能力 (現在・将来)	現在	500,000 m ³ /日	
	将来	750,000 m ³ /日	
浄水処理量実績 R1-5 年度	最大	320,252 m ³ /日	
	平均	224,875 m ³ /日	
	最小	196,814 m ³ /日	

現在の施設能力に対して、浄水予備力を含め 133%（665,000 m³/日）の施設能力で運営できる設備を選定すること。

ウ 工事及び維持管理範囲

綾瀬浄水場内の工事及び維持管理範囲は、別紙 1 及び別紙 2 に示すとおりとする。詳細な維持管理内容については、後日公表する要求水準書に示す。

エ 立地条件

綾瀬浄水場の立地条件（令和7年12月時点）は表1-3に示すとおりである。

表 1-3 綾瀬浄水場立地条件

項目		内容			
都市計画区域		都市計画区域内			
市街化区域		市街化調整区域			
用途地域		非該当			
防火区域		非該当			
高度地区		非該当			
宅地造成工事規制区域		非該当			
敷地周辺の用途地域		別紙3参照			
接道種別	北側	南側	東側	西側	
	第42条1項1号	第42条1項1号	第42条1項1号	第42条1項1号	
容積率		100%			
建ぺい率		50%			
高さ制限		制限あり			
日影規制	対象	高さ10m（建築物の高さの最高限度）			
	平均地盤面からの高さ	1.5m			
	日影規制時間	5m < 敷地境界線からの水平距離 10m		3時間	
		10m < 敷地境界線からの水平距離		2時間	
北側制限		規制なし			
騒音規制 （法・条例）	午前8時～午後6時	午前6時～午前8時 午後6時～午後11時	午後11時～午前6時		
	55デシベル	50デシベル	45デシベル		
振動規制 （法・条例）	午前8時～午後7時		午後7時～午前8時		
	65デシベル		55デシベル		
悪臭防止法		規制地域内			
景観条例	届出対象	高さ12m超、延べ面積が1,000m ² 以上の建築行為等			
	ゾーン区分	まちの地域			
土砂災害区域等		非該当			
がけ条例		非該当			
埋蔵文化財包蔵地 （遺跡）		非該当			
バリアフリー条例		本事業に影響しない			
中高層建築物		高さが10mを超える建築物等の場合該当するが、本事業には影響しないため省略			

(2) 整備対象設備及び主な整備内容

本事業の整備対象設備と主な整備内容を表 1-4 に示す。本事業では、更新対象である設備の更新を行い、工事完了・運用開始後、次の更新対象設備の工事に着手する。

表 1-4 整備対象施設及び整備内容（綾瀬浄水場）

設 備	更新対象	整備内容	備考
フラッシュミキサー	更新対象	既設設備の撤去 新設設備の設置	
フロキュレーター	更新対象	既設設備の撤去 新設設備の設置	
汚泥掻寄機	更新対象	既設設備の撤去 新設設備の設置	
傾斜板	更新対象	既設設備の撤去 新設設備の設置	
その他機器等 （排泥弁、流入ゲート等）	対象外	-	
土木構造物	対象外	-	1
電気設備 （電源盤、計装盤、監視操作盤等）	対象外	-	2

- 1 土木構造物の改修や補修（軽微なものを含む）は対象外であるが、機械設備更新に伴う構造物（池内を含む架台や壁、床面等）の撤去や改修は、機器更新の範囲として行う。改修等により既設の構造物断面積が減少する施工内容や、既設設備より荷重が大幅に増加する施工内容は認めない。しかし、機械設備の更新に伴い一部の構造物の撤去や改修が生じる場合は、浄水処理や構造物強度、耐震強度に問題がないことを受注者が確認し、企業団の承諾を受けたうえで認める。
- 2 更新対象設備に接続する電源盤、計装盤、監視操作盤類までのケーブル（沈でん池電気室対象盤端子台から当該機器まで）、電路及び更新機器に付随する操作盤類（事業者が必要と判断するもの）は対象とする。

なお、更新に伴い電源盤、計装盤、監視操作盤類の改造が必要となる提案も認めるが、受注者にて必要な改造内容を整理したうえで、企業団に提案すること。本事業期間中に上記に伴う改造工事を企業団が別途発注するため、発注や予算計上に必要な期間、本事業の事業工程等を十分に考慮したうえで提案すること。

(3) 維持管理業務の対象施設

本事業の維持管理対象施設を表 1-5 に示す。

表 1-5 維持管理業務の対象施設

業務内容		対象設備	更新対象設備 (更新前)	新設設備 (更新後)	継続利用設備 (更新対象外)	薬原水渠 フロック形成池 沈でん池 (土木構造物)
			フラッシュミキサー フロキュレーター 汚泥掻寄機 傾斜板		排泥弁 流入ゲート	
点検 1 2	実施	月例	-	○	-	-
		年次	○	○	○	○
	周期設定	月例	-	○	-	-
		年次	-	○	-	-
清掃 3	実施	年次				○
	周期設定	年次				-
修繕	実施	計画	-	○	-	-
		計画外	-	○	-	-
	実施時期の決定		-	○	-	-

(凡例：○事業者が主体、- 企業団が主体)

- 1 対象設備に付随する機械設備、電気設備、配管類等も維持管理業務の対象に含む。
- 2 既設設備、継続利用設備は、企業団の点検整備指針に則った点検業務を行い、新設設備については、事業者提案に基づいた点検業務を行う。
- 3 業務開始当初は企業団が清掃時期を指定するが、より効率的な清掃頻度について、事業者からの提案があれば協議のうえ変更できる。

- ・本事業の工事着手（令和 10 年 4 月予定）と同時に既設設備（更新対象設備、継続利用設備）及び沈でん池（土木構造物）の維持管理業務を開始する。また、新設設備は、施工完了時点から維持管理業務を開始する。
- ・維持管理業務期間の終了時期は、令和 33 年 3 月 31 日までとする。ただし、更新対象設備について新設設備の設置に伴い既設設備の撤去が開始されるまでは、維持管理業務を行う。
- ・企業団から事業者への業務引継ぎ期間は、本事業の開始から 1 年間（令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月）とする。

4 事業者の募集及び選定方法

(1) 事業者に求める役割

本事業は、浄水場の運用に影響を与えることなく更新対象の沈でん池設備を順次施工するものである。そのため、事業者は、本事業を確実に実行する計画を策定し、この計画のもとで幅広い技術の活用や創意工夫を発揮することにより、効率的かつ安全な設計及び工事の実施並びに水の供給を支える安定的・継続的な維持管理を企業団との相互協力のもとで、柔軟に対応していく必要がある。

(2) 事業者選定方法

本事業における落札者の選定は、総合評価方式により行うため、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、技術提案及び入札価格を総合的に評価する。

なお、本事業の入札手続きは、次のとおりとし、詳細は入札説明書等で示す。

ア 入札参加資格確認

「第2章 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に定める参加資格要件を満足すること。

イ 提案内容の審査

(ア) 基礎審査

上記アにおいて、本事業の入札参加資格要件を満足すると確認された入札参加者から、本事業に係る具体的な業務の実施方法等について提案を受け、別途示す要求水準書等を満たしているか確認する。

(イ) 落札者決定審査

基礎審査を通過した入札参加者から書面とプレゼンテーションにより施設整備と維持管理に係る提案と入札価格の説明を受け、これらを総合的に評価した上で、落札者を決定する。

ウ 落札者決定基準の主な着眼点

落札者決定基準の詳細は入札説明書等で示すものとするが、入札参加者の社会的信頼性や業務実績等の評価に加え、以下の評価の着眼点において提案内容（技術提案）を評価する。なお、以下の評価の着眼点については、今後の検討内容や社会情勢等を踏まえて変更、追加になることがある。

【技術提案に関する評価の着眼点】

企業団が必要とする浄水場の処理能力を満足し、安全に新設設備に更新するための設計、施工の具体的な方法

企業団が行う運転管理（水運用等）や浄水場内の作業との連携方法

緊急体制の確保や対応力

状態監視保全を主体としたライフサイクルコストの最適化等が図られるための点検・修繕の考え方、具体的な方法

企業団が行う運転管理業務等の効率化、省力化に関すること

脱炭素社会への貢献等、環境への配慮に関すること

その他、本事業に関する独創的な提案

5 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール(予定)は表 1-6 のとおりとする。なお、企業団の事情により下記予定を変更することがある。その場合は、ウェブサイト等で周知する。

表 1-6 事業者の募集及び選定スケジュール(予定)

実施事項	日程
実施方針(案)等の公表	令和7年12月19日
現場見学(ウェブサイト開催)	令和7年12月19日 ~令和8年11月末頃
第1回資料閲覧(希望者にCD等で貸与)	令和7年12月19日 ~令和8年1月16日
第1回質問・意見の受付(実施方針(案))	~令和8年1月16日
第1回質問・意見に対する回答の公表	~令和8年2月頃
要求水準書(案)の公表	令和8年4月頃
第2回資料閲覧	~令和8年4月末頃
現地調査の実施	~令和8年4月頃
第2回質問・意見の受付(要求水準書(案))	~令和8年5月頃
第2回質問・意見に対する回答の公表	~令和8年6月頃
入札公告、入札説明書等(入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書(案)、落札者決定基準、様式集)の公表	令和8年6月頃
現地調査の実施	~令和8年6月頃
第3回質問・意見の受付(入札説明書等)	~令和8年7月頃
第3回質問・意見に対する回答の公表	~令和8年8月頃
入札参加資格確認申請書類の提出	令和8年8月頃
入札参加資格確認通知の送付	令和8年8月頃
技術対話の実施	令和8年9月頃
入札(入札書及び提案書類の受付)	令和8年11月頃
技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和8年11月頃
落札者の決定及び選定結果の公表	令和9年1月頃
基本協定締結	令和9年3月頃
工事請負契約、維持管理業務委託契約の締結	令和9年3月頃

(2) 応募手続き等

ア 資料閲覧

本事業の実施方針（案）等の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。

資料閲覧及びデータ借受を希望する者は、守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式1）・資料閲覧・データ借受申込書（様式2）を電子メールにより提出すること。

なお、本事業は現場見学を実施しないため、対象となるプラント設備については、ウェブサイト上で360°画像の閲覧を実施する。

- (ア) 閲覧期間 資料：令和7年12月19日から令和8年1月16日まで
（令和7年12月27日から令和8年1月4日を除く）
プラント画像：令和7年12月19日から令和8年11月末まで
- (イ) 閲覧場所 三ツ境庁舎及びウェブサイト（プラント画像）
- (ウ) 参加人数 各グループ8名以内とする。
- (エ) 閲覧資料 一覧をウェブサイトで公表とする。
- (オ) 申込期間 令和7年12月19日から令和8年1月7日まで
- (カ) 申込先 総務部契約検査課契約係
（電話番号） 045-363-4961
（電子メール） ayase_chinden_dbm@kwsa.or.jp

(キ) 注意事項

- a 閲覧日時については、企業団が指定する。
- b 資料の閲覧・データ借受において、閲覧資料、その他資料及び本事業に関する質問・意見は受け付けない。
- c 紙資料は、閲覧場所でのみ閲覧可能とし、その際に企業団職員が立ち会う。
- d 閲覧場所において、紙資料のデジタルカメラ等による写真撮影は可とするが、資料によっては撮影に制限を設ける可能性がある。
- e 企業団職員が立ち会いの上で複写機による紙資料の複写・スキャンを可とするが複写機は持参すること。

イ 第1回質問・意見の受付（実施方針（案））

実施方針（案）等に関する質問・意見は、次のとおりとする。

質問・意見を希望する者は、実施方針（案）等に関する質問・意見書（様式3）を電子メールにより提出すること。

- (ア) 送付期間 令和7年12月19日から令和8年1月16日まで
- (イ) 申込先 総務部契約検査課契約係
（電話番号） 045-363-4961
（電子メール） ayase_chinden_dbm@kwsa.or.jp
- (ウ) 注意事項 閲覧資料に対する質問・意見は受け付けない。

ウ 第 1 回質問・意見に対する回答の公表

質問に対する回答は、令和 8 年 2 月中旬までに提出者を伏せ、ウェブサイトで公表する。なお、本事業に対する意見は非公表とし、意見者への回答も行わない。

エ 原水及び沈でん処理水の提供

本事業範囲が沈でん池設備のみに限定されており、要求水準書等で公表する水量、水質等のデータから沈でん池設備の設計ができると判断していることから、実施方針（案）公表の時点では原水及び沈でん処理水の提供は行わない。

ただし、第 1 回質問・意見において、使用用途や目的を付して原水及び沈でん処理水の提供希望があり、企業団がその必要性を認めた場合は、具体的な提供方法や時期について、ウェブサイトで公表し提供する。

第2章 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 応募者及び入札参加者の構成等

応募者は、単体企業又は複数の企業等により構成されるグループとし、本事業への入札を検討する者を「応募者」、このうち実際に入札を行う応募者を「入札参加者」と区分する。また、応募者を構成する者を「構成企業」とし、構成企業から業務を請負う企業若しくは受注する企業を「協力企業」という。なお、応募者が単体企業の場合においても「構成企業」と表現する。

以下は「応募者」について示すものであるが、入札前後で参加資格要件の変更はないため、「入札参加者」の備える参加資格要件と同義である。

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、工事を実施する企業、維持管理業務を実施する企業により構成すること。

なお、各企業に必要な資格要件は「第2章 入札参加者の備えるべき参加資格要件」の「3 各業務における参加資格要件」による。

イ 構成企業は、複数の業務を兼ねることを可とする。各企業に必要な資格要件を満たす場合は単体企業でも参加できる（工事を実施する企業と維持管理を実施する企業が同一企業の場合、単体企業での応募は可とする）。

ウ 応募者の代表企業は、工事を実施する構成企業の中から定め、入札参加資格確認申請書類の提出及び入札手続きを行う。

エ 応募者は、入札参加資格確認申請書類の提出時に、代表企業及び構成企業の企業名並びに担当業務（工事及び維持管理のいずれか）について明らかにすること。

オ 入札参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると企業団が認めた場合に限り、構成企業の変更を認める。

カ 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。また、基本協定締結後において、選定されなかった入札参加者の構成企業が、選定された入札参加者の構成企業となることはできないものとする。

(2) 事業スキーム (参考例)

本事業のスキーム (例) を下図に示す。

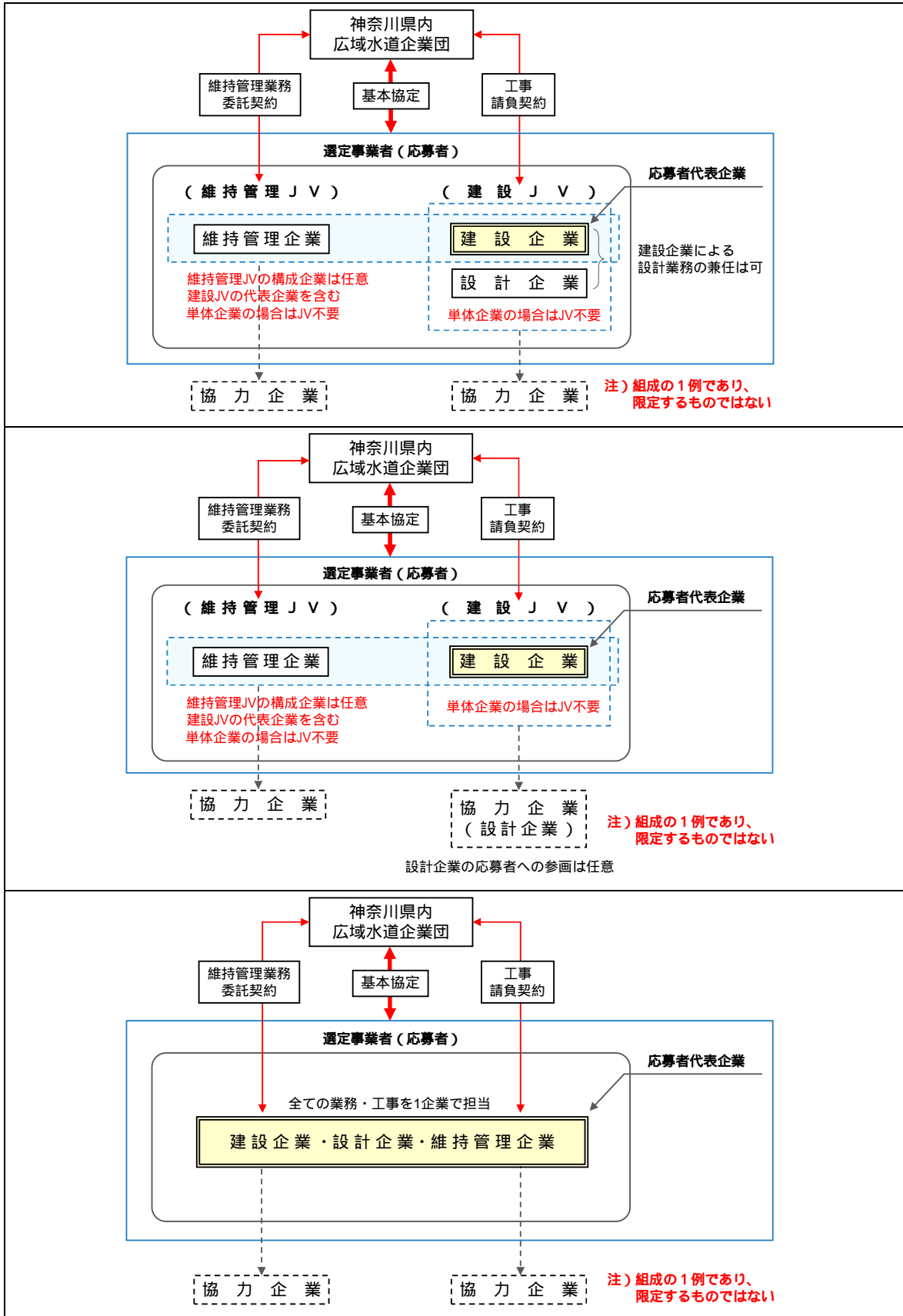


図1 事業スキーム (参考例)

- 1 構成企業から応募者及び建設 JV の代表企業、維持管理 JV の代表企業をそれぞれ 1 者選定する。ただし、参加資格要件を満たす単体企業で参加の場合は建設 JV、維持管理 JV を結成する必要はない。
- 2 建設 JV、維持管理 JV の代表企業は、応募者の代表企業と同一企業である必要はない。
- 3 維持管理 JV に建設 JV の代表企業を含むものとする。
- 4 建設 JV、維持管理 JV の組成方法は事業者の提案とする。
- 5 協力企業へ分担（再委託）可能な業務範囲の詳細は入札説明書等で示す。

2 共通の参加資格要件

応募者の構成企業が共通で備えるべき参加資格要件は次のとおりとする。

- (1) 本事業に係る業務内容において、令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」）に登録されていること。

登録を受けていない企業等が構成企業として応募者への参加を希望する場合は、かながわ電子入札共同システムにおいて随時申請を行い、有資格者名簿への登録を完了させること。なお、随時申請には1か月程度以上の登録期間が必要であるため、留意すること。

- (2) 本事業の入札参加資格確認申請書類の提出締切日から基本協定締結日までの間のいずれの日においても、法令等に基づく営業停止等の措置、神奈川県内広域水道企業団指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

- (3) 次の法律の規定による申立て又は通告がされていないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

- (4) 令和7年4月に契約を締結した「相模原浄水場他沈でん池設備整備事業支援業務委託」の受注者又は、これらの者と資本面又は人事面において関連があり、競争性を害するおそれが認められる者でないこと。資本面において関連のある者とは、会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第309条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

なお、「相模原浄水場他沈でん池設備整備事業支援業務委託」の受注者は、株式会社NJSである。

- (5) 神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例に掲げる暴力団員等又は暴力団経営支配人等でないこと。

3 各業務における参加資格要件

- (1) 工事を実施する企業の要件

ア 工事を実施する企業は、基本協定の締結後に建設JVを結成すること。ただし、単体企業の場合は、建設JVの結成は不要である。

イ 建設JVを構成する企業数に上限は設けない。

ウ 建設JVの代表企業もしくは単体企業は、建設業法第3条に定める「機械器具設置工事業」及び「水道施設工事業」の特定建設業の許可を有している者であること。

エ 建設 JV を構成する企業（代表企業以外）は、建設業法第 3 条に定める「機械器具設置工事業」又は「水道施設工事業」の特定建設業の許可を有している者であること。

オ 建設 JV の代表企業もしくは単体企業は、有資格者名簿において、「機械器具設置工事」及び「水道施設工事」に登録されていること。

カ 建設 JV を構成する企業は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の総合評定値通知書における業種ごとの総合評定値（以下、「経審点」という。入札参加資格確認申請書類の提出日において、有資格者名簿に登録されている点数とする。）について、担当する業種の経審点が表 2-1 の点数以上で、有資格者名簿に担当する業種が登録されていること。

表 2-1 本事業における業種ごとの経審点

項目	代表企業	構成企業
特定建設業許可 （業種） 経審点	機械器具設置工事業 1,000 及び 水道施設工事業 1,000	機械器具設置工事業 900 又は 水道施設工事業 900
有資格者名簿 （工事） 登録有無	機械器具設置工事 及び 水道施設工事	機械器具設置工事 又は 水道施設工事

キ 建設 JV の代表企業もしくは単体企業は、国内において、元請（共同企業体での実績は代表構成員）として、上水道施設における浄水能力 10 万 m³/日以上の上澄み池設備の更新工事（設置工事含む）の実績があること。

ク 建設 JV は、本事業の業種（ 1 ）に係る監理技術者資格者証を有する者を施工現場に専任（ 2 ）で配置できること。

1 「機械器具設置」又は「水道施設」とする。

2 建設業法第 26 条における特例 2 号による監理技術者の専任義務緩和の適用を可とする。

ケ 上記クに掲げる者は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が 3 か月間経過しているものとする。

（2）設計業務を実施する企業の要件

ア 設計業務を実施する企業は構成企業又は協力企業とし、基本協定の締結後に結成される建設 JV を構成する企業としての参加は任意とする。

設計業務を実施する企業は表 2-2 に示すとおり、有資格者名簿において登録が認められている者とするが、工事を実施する企業が自ら担当する工事の設計業務を行う場合は、設計業務に係る有資格者名簿の登録は問わない。

表 2-2 設計業務を実施する企業に必要な要件

項目	業種
有資格者名簿 (コンサル)	上水道及び工業用水道

イ 設計業務を実施する企業は、施設能力 10 万 m³/日以上の上水沈でん池設備を設計した実績を有し、管理技術者として技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有する者を配置すること。ただし、工事を実施する企業が自ら担当する工事の設計業務を行う場合は、上記の資格及び実績は問わない。

ウ 「相模原浄水場他上水沈でん池設備整備事業支援業務委託」の受注者又は、これらの者と資本面又は人事面において関連がある者は協力企業としての参加も認めない。

(3) 維持管理業務を実施する企業の要件

維持管理業務を実施する企業は、次に示す要件をすべて満たすこと。

ア 維持管理業務を実施する企業は、基本協定の締結後に、維持管理 JV を結成すること。ただし、応募者が単体企業の場合は維持管理 JV の結成は不要とする。

イ 維持管理 JV は、建設 JV の代表企業（建設 JV を結成しない場合は工事を実施する企業）を構成企業に含めること。

ウ 維持管理業務を実施する企業は、有資格者名簿（一般委託）において、「污水处理施設等の保守管理の委託」に登録されていること。ただし、維持管理業務を複数の企業で実施する場合は、1 企業が当該登録を有していればよい。

エ 公告の日前 10 年以内に、国内において、元請として、上水道施設における上水沈でん池設備の修繕及び保守点検業務の実績を有すること。なお、当該実績は、維持管理業務を実施する企業（JV を含む）で有していれば足りるものとし、修繕と保守点検業務は同一の契約に基づくものであることを要しない。

(4) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認の基準日は、入札参加資格確認申請書類の提出締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者決定までの期間に、応募者及び入札参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、以下の取扱いとする。

ア 代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

イ 代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受注する予定であった業務について、新たに企業団へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第3章 審査及び選定に関する事項

1 総合評価審査委員会

本事業の事業者選定に当たっては、中立かつ公正な審査・評価を行うため、神奈川県内広域水道企業団総合評価審査委員会設置要綱に基づき、総合評価審査委員会を設置する。

総合評価審査委員会は、落札者決定基準をあらかじめ決定し、この基準に基づいて、入札参加者が提出した技術提案書等のうち価格以外の評価を行う。なお、評価手順及び評価方法についての詳細は別途公表する落札者決定基準にて示す。

2 入札参加者の評価方法

評価は、入札参加者が提出した技術提案並びに設計業務、施工及び維持管理業務に係る計画策定能力や実現力、入札参加者の社会性・信頼性に関する資料に基づき算出した技術評価点と、価格評価点の合計の数値（評価値）をもって行うものとする。

なお、技術評価点は、総合評価審査委員会で決定する技術評価比重を乗じた値、価格評価点は、入札参加者のうち最も低い入札価格を当該入札参加者の入札価格で除して総合評価審査委員会で決定する価格評価比重を乗じた値とする。

3 落札者の決定・公表

企業団は、評価値の最も高い入札参加者を落札候補者とし、落札候補者の申込みに係る価格が低入札価格調査制度取扱要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 3 条に規定する調査基準価格を下回らなかった場合、当該落札候補者を落札者として決定する。評価値が同点の場合は、くじ引きにより落札候補者を選定する。

なお、落札者を決定したときは、落札者、落札者を決定した理由、入札参加者の評価結果について公表し、当該落札者及び入札参加者にメール等にて結果を通知する。

4 苦情申立て等

各入札参加者が自らの評価点に疑義がある場合、公表があった日から起算して閉庁日を除く 6 日以内に、苦情申立書（任意の書面）を総務部契約検査課契約係に持参することにより説明を求めることができる。説明要求に対しては、受理した日から閉庁日を除く 10 日以内に回答する。

第4章 提出書類の取扱い

1 技術提案の使用及び保護

入札参加者から提出された技術資料の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、企業団は、技術提案などを外部に公表する際に入札参加者の承諾を得た場合は、技術資料を無償で使用する事ができる。

2 特許権等

技術提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、工法、手法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任・費用を事業者が負担する。

第5章 適切かつ確実な事業の実施に関する事項

1 基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務は、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクや発生時の影響についても自ら負担する。

ただし、事業者が負うことができないと認められるリスクについては、企業団がそのすべて又は一部を負う。

2 要求水準

本施設の設計業務、施工、維持管理業務等に関する要求水準は、別途公表する要求水準書等に示す。

3 予想されるリスクと責任分担

本事業において予想されるリスク及び企業団と事業者の責任分担の詳細については、別紙5に示す。

4 事業の実施状況のモニタリング

企業団は、事業者が実施する本施設の設計業務、施工、維持管理業務について、事業者が作成するモニタリング実施計画に基づき、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、別途公表する要求水準書及びモニタリング基本計画（案）に定める。

第6章 疑義が生じた場合の措置に関する事項

本事業の計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、企業団と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、基本協定等に規定する具体的措置に従う。また、基本協定等に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、以下のとおりとする。

なお、詳細は別途、基本協定等で示す。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 企業団による是正勧告等及び基本協定等の解除

企業団は、事業者の提供するサービスが、基本協定等に定める本事業の要求水準を下回る場合及び事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、企業団は事業者に対して是正勧告等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。

事業者が当該期間内に改善できない場合は、基本協定等を解除することができる。

また、事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、基本協定等に基づく事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合においても、基本協定等を解除することができる。

(2) 基本協定等の解除に伴う損害

企業団は、(1)に示す基本協定等の解除が発生した場合、解除によって生じた損害のうち合理的な範囲について事業者に請求することができる。

2 企業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者による基本協定等の解除

事業者は企業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、基本協定等を解除することができる。

(2) 基本協定等の解除に伴う損害

事業者は、(1)に示す基本協定等の解除が発生した場合、解除によって生じた損害のうち合理的な範囲について企業団に請求することができる。

3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

企業団及び事業者は、基本協定等に定める事由ごとに、その責の所在に応じて適切に対応する。

第8章 対価の支払に関する事項

1 設計業務及び施工に係る対価

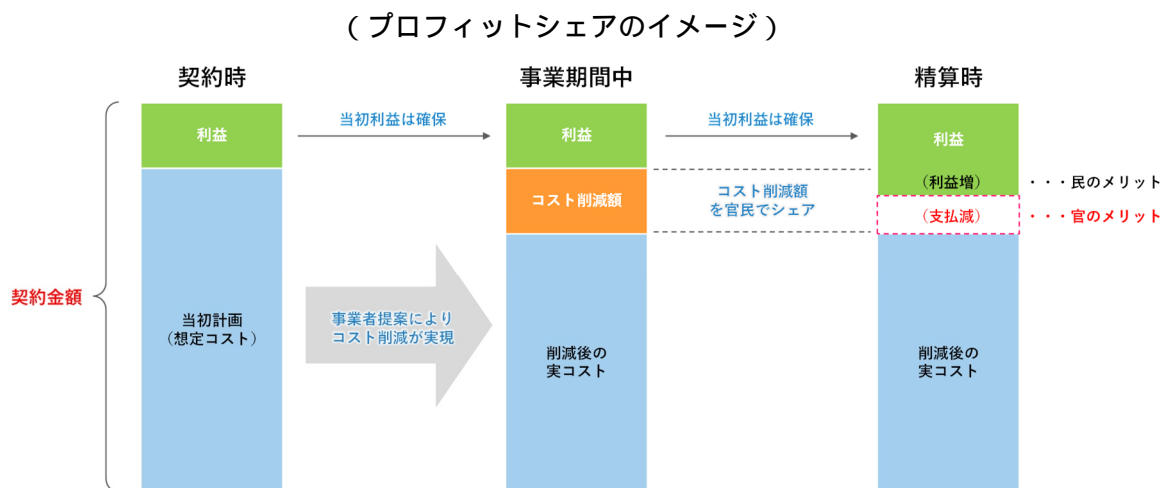
事業者は本事業の設計業務及び施工等を行い、企業団がその対価を支払う。なお、詳細は別途、工事請負契約書に示す。

2 維持管理業務に係る対価

事業者は本事業の点検及び修繕業務等を行い、企業団がその対価を支払う。なお、詳細は別途、業務委託契約書に示す。

3 プロフィットシェア

本事業は、事業期間中における業務の効率化やライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。事業者は、企業団が要求水準を変更することによって、より効果的で効率的な手法で、本事業の実施に要するコスト縮減を伴う提案を行うことができ、コスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、企業団と事業者がシェアする。コスト縮減分のシェア額やシェアの手法については、企業団と事業者が協議し、双方が合意の上で確定するものとする。なお、詳細は別途入札説明書等に示す。



第9章 その他

1 提案上限価格

(1) 提案上限価格の公表

本事業の提案上限価格については、入札公告時に提示する。

(2) 低入札価格調査等

本事業は低入札価格調査を行うものとし、低入札価格調査を行う基準となる価格は、低入札価格調査制度取扱要領（平成 25 年 4 月 1 日・以下「要領」という。）で定める方法にて算出する。

要領に基づき準用する契約規程（昭和 44 年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第 8 号）第 14 条の 2 に規定する調査基準価格及び第 24 条の 2 に規定する調査基準価格に満たない価格での申込みが行われた場合の規定は、本事業の入札における低入札価格調査の取扱いについて準用する。

2 契約保証金

工事請負契約の契約保証金は、請負代金額の 10%以上とする。

維持管理業務委託契約の契約保証金は、免除とする。

3 入札に伴う費用負担

入札参加者の技術提案及び入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

神奈川県内広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成 15 年 9 月 30 日）に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、神奈川県内広域水道企業団のウェブサイト等を通じて行う。

5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先

本書に関する問い合わせ先は、神奈川県内広域水道企業団総務部契約検査課契約係とする。

(電話番号) 045-363-4961

(電子メール) ayase_chinden_dbm@kwsa.or.jp

なお、本書の内容については、応募手続に示す「第 1 回質問・意見の受付（実施方針（案）」時のみ受け付ける。

6 その他

本入札に関わる例規等は、入札公告時点で最新のものを適用するものとする。